

山形市分別収集計画

(第10期：令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

山形市

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の社会を形成していく必要があります。そのため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による、ごみの減量・資源化を図り、環境負荷の低減という視点に立った持続可能な循環型社会の構築を目指す取り組みが求められています。

本市においては、平成30年3月に策定した「山形市一般廃棄物処理基本計画」の中間目標年度を令和4年度に迎え、新たな「山形市一般廃棄物処理基本計画」の策定年度となります。現計画の中で、ごみの減量・資源化に向けた各種施策を進めていますが、とりわけ、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物に係る3Rの取組は、循環型社会の形成を進めるうえで、極めて重要です。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの焼却量・最終処分量の削減と資源の有効利用を図ることを目的に、取り組むべき方針を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の3Rを基本とした地域社会づくりを推進します。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月1日を始期とする5年間とし、令和7年度に見直すものとします。（法第8条第1項に基づく。）

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	12,099 t	12,009 t	11,915 t	11,819 t	11,722 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進に向け、ごみを出さないライフスタイルを定着させるため今後も市民・事業者・行政が連携し、ごみ減量・資源化を推進します。

そのため、山形市消費者連合会やごみ減量・もったいないねット山形等（以下「市民団体」という。）との連携を一層深めながら、市民のごみ減量意識の向上を図ります。

（1）リデュース（発生抑制）の推進

市民団体と連携して、簡易包装推進のための各種キャンペーンなどを実施し、ごみとなるものを買わない、受け取らないといった減量意識の定着に努めます。

（2）資源回収の推進

市民主体のごみ減量運動である資源回収事業を、主要なごみ減量・資源化の施策と位置付け、さらなる取り組み拡大を図るための広報や実施団体説明会を継続して実施します。

また、少子高齢化やライフスタイルの多様化の中で、資源回収に取り組む担い手不足や取り組み意欲の低下が懸念されることから集積所を利用した回収方式等、地域の実情に合った回収方式を推奨しながら取り組み拡大を図ります。

（3）店頭回収の推進

飲料用紙パック、アルミ缶、ペットボトルなどの店頭回収を推進します。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めています。

（4）古紙類回収事業の推進

古紙類の回収について、住民団体等による資源回収を推進するとともに、集積所における回収（集積所回収）により、飲料用紙製容器、段ボールの再資源化を図ります。

また、事業所等から排出される古紙回収を行う市内のネットワーク「お古紙ください協議会」と連携し、飲料用紙製容器、段ボールの再資源化を促進します。

（5）環境教育の推進

ごみの減量・資源化を推進するため、ライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。

自治会や市民団体等が主催する学習会に、講師として職員を派遣（出前講座）し、ごみの減量・資源化の推進に向けた情報の提供を行うとともに、小学生の施設見学や体験学習など、ライフステージに応じた環境学習の機会の提供に努めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

山形広域環境事務組合の立谷川リサイクルセンターの処理体制、エネルギー回収施設（立谷川・川口）の処理方式及び本市の上野最終処分場の運用期間等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市及び本市が委託する事業者が有する収集車両、立谷川リサイクルセンターの選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		ビン・カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		古紙類
主として段ボール製の容器		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料・しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R 5年度		R 6年度		R 7年度		R 8年度		R 9年度	
主としてスチール製の容器	284t		282t		280t		277t		275t	
主としてアルミ製の容器	360t		357t		354t		351t		348t	
無色のガラス製容器	(合計) 347t		(合計) 345t		(合計) 342t		(合計) 339t		(合計) 336t	
	(引渡) 347t	(独自処理) t	(引渡) 345t	(独自処理) t	(引渡) 342t	(独自処理) t	(引渡) 339t	(独自処理) t	(引渡) 336t	(独自処理) t
茶色のガラス製容器	(合計) 415t		(合計) 412t		(合計) 409t		(合計) 405t		(合計) 402t	
	(引渡) 415t	(独自処理) t	(引渡) 412t	(独自処理) t	(引渡) 409t	(独自処理) t	(引渡) 405t	(独自処理) t	(引渡) 402t	(独自処理) t
その他のガラス製容器	(合計) 484t		(合計) 480t		(合計) 476t		(合計) 473t		(合計) 469t	
	(引渡) 484t	(独自処理) t	(引渡) 480t	(独自処理) t	(引渡) 476t	(独自処理) t	(引渡) 473t	(独自処理) t	(引渡) 469t	(独自処理) t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	33t		33t		32t		32t		32t	
主として段ボール製の容器	2, 326t		2, 308t		2, 290t		2, 272t		2, 253t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 616t		(合計) 611t		(合計) 606t		(合計) 601t		(合計) 596t	
	(引渡) 616t	(独自処理) t	(引渡) 611t	(独自処理) t	(引渡) 606t	(独自処理) t	(引渡) 601t	(独自処理) t	(引渡) 596t	(独自処理) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み = 直近5年間の分別基準適合物等の収集実績の平均値 × 人口変動率

なお、人口変動率算出にあたっての人口は、次期山形市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度策定予定）に用いる推計人口とし、次のとおり設定します。

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
242,860人 (R3.10.1比) 98.68%	241,048人 (対前年比) 99.25%	239,164人 (対前年比) 99.22%	237,241人 (対前年比) 99.20%	235,284人 (対前年比) 99.18%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

また、住民団体等による資源回収に対して支援を行うとともに、スーパー等小売店舗の協力のもと店頭回収を実施します。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
金 属	スチール製容器	ビン・カン	市による収集	山形広域環境事務組合 立谷川リサイクルセン ター（委託）	
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容器		住民団体等による 資源回収		民間業者
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙 類	飲料用紙製容器		古紙類		市による収集
	段ボール	住民団体等による 資源回収			
引取事業所回収					
スーパー等の店頭回収					
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による収集	山形広域環境事務組合 立谷川リサイクルセン ター（委託）	
			スーパー等の店頭回収		民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市が収集するものについて、

- ・ 金属（アルミ、スチール）製容器、ガラス製容器については、山形広域環境事務組合立谷川リサイクルセンターで選別、減容、保管します。
- ・ 飲料用紙製容器、段ボールについては、古紙卸売業者（民間業者）に売渡します。
- ・ ペットボトルについては、山形広域環境事務組合が委託する事業者のペットボトル選別及び減容施設で選別、減容、梱包、保管します。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	ビン・カン	透明袋	小型パッカー車 中型パッカー車	山形広域環境事務組合 立谷川リサイクルセン ター (選別、減容、保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙類	ひもで 縛る	小型プレスパッ カー車 中型ツインパッ カー車	(民間業者)
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	透明袋	小型プレスパッ カー車 中型プレスパッ カー車	委託業者 (選別、減容、梱包、保管)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民・事業者・行政が連携・協働して取り組みます。

また、ごみの分別徹底によるごみの減量・資源化の推進はごみ処理経費の削減に大きく貢献していることなどを伝え、正しい情報を市民・事業者・行政で共有していくことにより、本計画の施策を効果的かつ効率的に展開していきます。